



水土里ネットだより

(東根市土地改良区)

第20号

令和8年5月 編集・発行 水土里ネット東根市 TEL 0237-44-2820 FAX 0237-44-1841
E-Mail : higashineshi@sanae.or.jp
http://www.higashineshi-lid.jp/inst.html



【写真：河原田揚水機場】

目次

- | | | | |
|-----------------------------------|---|-----------------------|----|
| 1. 第18回通常総代会…………… | 2 | 6. 令和8年度新事務局体制…………… | 9 |
| 2. 令和8年度賦課金について…………… | 4 | 7. 令和7年度第1回臨時総代会…………… | 11 |
| 3. 令和8年度農地転用等
地区除外決済金について…………… | 5 | 8. 令和6年度一般会計収支決算…………… | 12 |
| 4. 令和8年度事業計画…………… | 6 | 9. 令和6年度財産目録…………… | 14 |
| 5. 令和8年度一般会計収支予算…………… | 7 | 10. 令和6年度事業報告書…………… | 15 |
| | | 11. 土地改良区からのお知らせ…………… | 21 |

～第18回通常総代会 挨拶～

東根市土地改良区 理事長 奥山 博



第18回通常総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

剪定作業のお忙しい時期にお集まりいただきありがとうございます。スムーズなご審議を
よろしくお願ひしたいと思ひます。

第18回通常総代会 開催

令和8年3月27日 東根市土地改良区

第18回通常総代会は総代現在員数59名のうち、55名（本人出席：32名、書面議決：23名、出席率：93.2%）
の出席で開催されました。

奥山理事長の挨拶に引き続き、本会の議長には第2選挙区：柴田和博総代、議事録記名人には第2選挙区：
太田雅美総代、第3選挙区：片桐茂総代がそれぞれ選任され議事に入りました。

上程された議案は下記のとおりで、全議案満場一致により可決決定されました。

議 事

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 報告第1号 | 令和7年度第2回監査状況の報告について |
| 議 第1号 | 令和8年度事業計画について |
| 議 第2号 | 令和8年度一般会計収支予算（案）について |
| 議 第3号 | 令和8年度賦課基準、納期、徴収方法、夫役現品について |
| 議 第4号 | 令和8年度役員等の報酬、費用弁償の支給額について |
| 議 第5号 | 令和8年度地区除外決済金基準額、徴収時期、徴収方法について |
| 議 第6号 | 令和8年度一時借入金について |
| 議 第7号 | 令和8年度収支計算現金の保管について |
| 議 第8号 | 付帯決議について |

土地改良事業功労者表彰

『役員部の部』 4名

阿部 俊之 氏	東根市土地改良区理事：16年（副理事長歴任）
杉浦 常蔵 氏	東根市土地改良区理事：16年（工務担当理事歴任）
大江 宗俊 氏	東根市土地改良区理事：8年
小関 光夫 氏	東根市土地改良区監事：8年

『総代の部』 11名

植松 孝光 氏	東根市土地改良区総代：13年2ヶ月（追彰）
植松 正明 氏	東根市土地改良区総代：12年
牧野 清助 氏	東根市土地改良区総代：16年
高橋 秀策 氏	東根市土地改良区総代：12年
高橋 正儀 氏	東根市土地改良区総代：16年
杉浦 政司 氏	東根市土地改良区総代：12年
庄司 正則 氏	東根市土地改良区総代：12年
鈴木 達夫 氏	東根市土地改良区総代：12年
太田 進一 氏	東根市土地改良区総代：16年
大江 善博 氏	東根市土地改良区総代：16年
原田 賢彦 氏	東根市土地改良区総代：12年

以上、15名の方々が受章されました。長年にわたり当土地改良区の運営や土地改良事業へご助力いただきましてありがとうございました。



阿部 俊之 氏



杉浦 常蔵 氏



大江 宗俊 氏（代理）



小関 光夫 氏（代理）



杉浦 政司 氏



太田 進一 氏

令和8年度 東根市土地改良区賦課金について

[賦課基準]

単位：円

賦課種別	地域区分	受益区分	10a単価	第1期	第2期	第3期	摘要	
経常賦課金	• 一般管理費	全地域	-	4,700	1,700	1,500	1,500	1,253.21ha
	• 土地改良事業費	大富地域	-	5,100	1,700	1,700	1,700	210.45ha
		小田島地域	田	5,300	1,780	1,760	1,760	441.67ha
			畑	200	200	0	0	67.86ha
			用水受益	4,000	1,340	1,330	1,330	18.24ha
			排水農道受益	1,300	440	430	430	0.41ha
		東部地域	田	1,800	600	600	600	195.05ha
			畑	500	500	0	0	52.08ha
		若木地域	-	5,300	1,780	1,760	1,760	272.98ha

※なお、年合計賦課額が3,001円未満の納付については、第1期においての1回で調整することになります。

第1期 令和8年7月3日通知 納入期限：7月15日限り

第2期 令和8年9月4日通知 納入期限：9月15日限り

第3期 令和8年11月5日通知 納入期限：11月16日限り

東根市土地改良区指定金融機関

- 東根市農業協同組合
- さがえ西村山農業協同組合
- みちのく村山農業協同組合
- 天童市農業協同組合

賦課金は便利な自動振替をご利用ください。

口座振替により賦課金を納付されている組合員は、7月・9月・11月の納入期限前日までに、通帳残高の確認をお願いします。

土地の貸借や売買を行った時は必ず、土地改良区に届け出を!!

届け出を怠った場合、賦課通知書は移転前の組合員へ通知されますのでご注意ください。

令和8年度 農地転用等地区除外決済金について

土地改良区の受益地内で農地を転用するときは、農地法及び土地改良法の規程により、あらかじめ土地改良区に農地転用等の通知と地区除外の手続きをしていただく必要があります。

また、農地が改良区区域から除外されることにより、他組合員に過重負担とならないよう、転用除外面積に下記の単価を乗じた金額、決済金を土地改良区に納入しなければなりません。

[決済金単価]

単位：円

地域区分	受益区分	10 a 単価	摘 要
大 富 地 域	-	196,000	R 8 賦課単価 ¥9,800 (10 a) × 20年 (決済期間)
小田島地域	田	200,000	R 8 賦課単価 ¥10,000 (10 a) × 20年 (決済期間)
	畑	98,000	R 8 賦課単価 ¥4,900 (10 a) × 20年 (決済期間)
	用 水 受 益	174,000	R 8 賦課単価 ¥8,700 (10 a) × 20年 (決済期間)
	排水農道受益	120,000	R 8 賦課単価 ¥6,000 (10 a) × 20年 (決済期間)
東 部 地 域	田	130,000	R 8 賦課単価 ¥6,500 (10 a) × 20年 (決済期間)
	畑	104,000	R 8 賦課単価 ¥5,200 (10 a) × 20年 (決済期間)
若 木 地 域	-	200,000	R 8 賦課単価 ¥10,000 (10 a) × 20年 (決済期間)

※表中の R 8 賦課単価については、一般管理費に各地域の土地改良事業費を合算した金額を記載しています。

※決済金とは??

農地転用または公共事業等により地区除外となる場合に、残された組合員の方の負担が過重にならないように頂く互助制度のようなものです。

(農地が減っても施設は残り、その維持管理費が将来にわたり続くため)

賦課金と同様の扱いとなり、決済金を納入してはじめて区域から除くことができます。

令和8年度 東根市土地改良区事業計画

基本方針

1. 安定した財政運営の継続
2. 適正かつ効率的な維持管理の推進
3. 地域保全会と連携した土地改良施設の保全管理の推進
4. その他必要な事項

◎事務処理方針（処務・運営）

1. 広報活動の展開
 - (1) 区報の発行及び事業報告書・収支決算書・財産目録の公表等を活用した情報の発信
2. その他必要な事項

◎事務処理方針（会計・財務）

1. 土地改良区運営の基礎となる賦課金等の徴収の促進
2. その他必要な事項

◎事務処理方針（工事・施設管理）

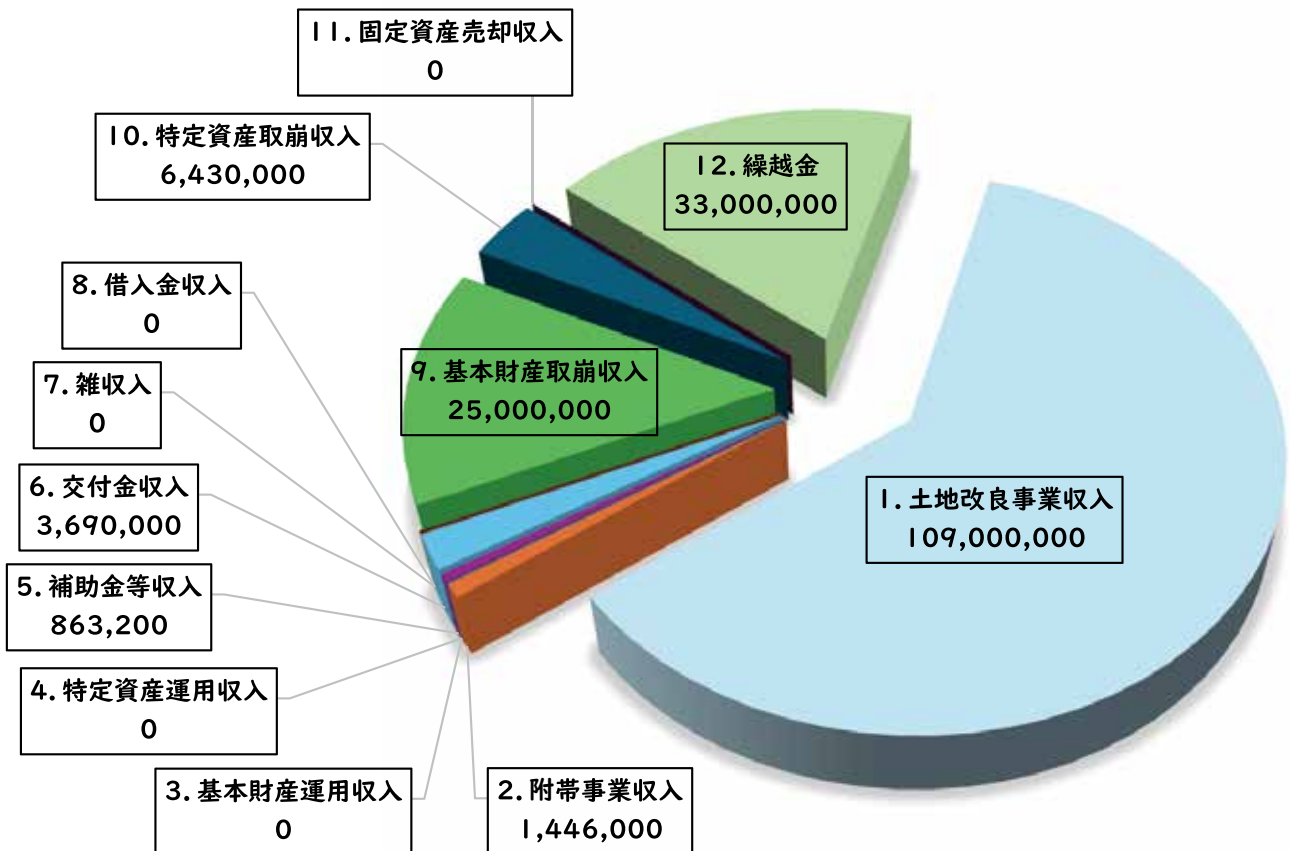
1. 適正かつ効率的な維持管理の推進
 - (1) 県営若木地区水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）の事業推進への対応
 - (2) 東根市団体営土地改良事業の実施
 - 1) 縄目地区排水路布設工事
 - (3) 土地改良施設維持管理適正化事業の実施
 - 1) 第3ファームポンド地区電磁弁整備補修工事
 - (4) 土地改良区単独事業工事の実施（早期実施が必要な箇所への対応として）
 - (5) 効率的な用水利用の推進（揚水休止日及び夜間停止の実施）
2. 農業水利施設を活用した小水力発電の調査、検討
3. 関連する公共事業との調整及び諸課題への対応
 - (1) 市道泉郷中部線整備工事
 - (2) 市道野川小原線整備工事
 - (3) 市道神町駅前線整備工事
 - (4) 市道蟹沢谷地線整備工事
 - (5) 県道22号山形天童線整備事業
 - (6) 一級河川小見川河川整備事業
 - (7) 一級河川荷口川河川整備事業
 - (8) 市道下悪戸1号線整備工事
 - (9) 市道藤助新田7号線整備工事
4. その他必要な事項

令和8年度 一般会計収支予算 (収入の部)

収入の部

単位：円

項 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	附 記
1. 土地改良事業収入	109,000,000	113,371,318	△4,371,318	賦課金、転用決済金、負担金
2. 附 帯 事 業 収 入	1,446,000	1,446,000	0	他目的使用料、手数料
3. 基本財産運用収入	0	21,045	△21,045	事業積立金利息
4. 特定資産運用収入	0	0	0	財政調整積立資産利息 他
5. 補 助 金 等 収 入	863,200	1,122,000	△258,800	補助金、助成金等収入
6. 交 付 金 収 入	3,690,000	3,870,000	△180,000	維持管理適正化事業交付金収入
7. 雑 収 入	0	1,561,240	△1,561,240	過年度収入、過怠金収入、雑収入等
8. 借 入 金 収 入	0	0	0	公庫以外の借入金
9. 基本財産取崩収入	25,000,000	9,000,000	16,000,000	事業積立金取崩収入
10. 特定資産取崩収入	6,430,000	20,225,673	△13,795,673	財政調整積立資産取崩収入 他
11. 固定資産売却収入	0	0	0	土地、建物、車輛運搬具 他
12. 繰 越 金	33,000,000	36,023,237	△3,023,237	前年度繰越金
収入合計	179,429,200	186,640,513	△7,211,313	



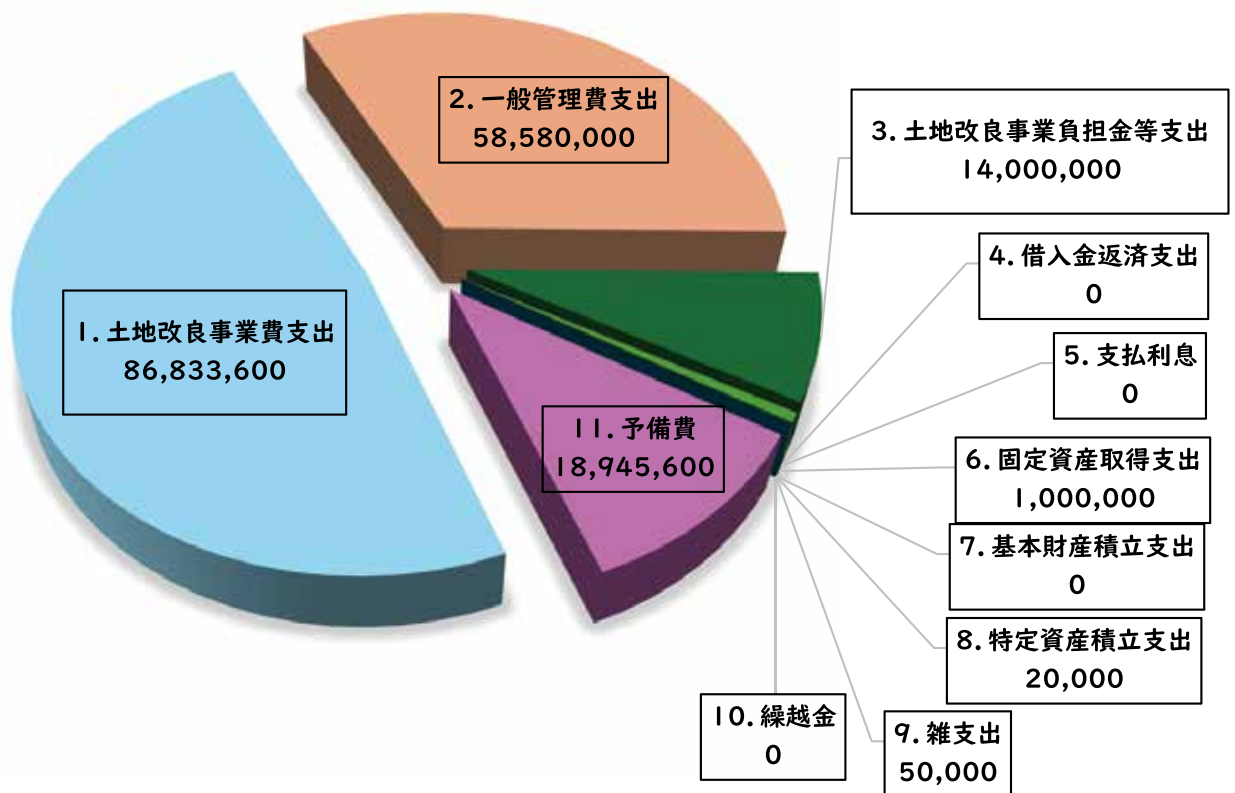
1. 土地改良事業収入	2. 附帯事業収入	3. 基本財産運用収入	4. 特定資産運用収入
5. 補助金等収入	6. 交付金収入	7. 雑収入	8. 借入金収入
9. 基本財産取崩収入	10. 特定資産取崩収入	11. 固定資産売却収入	12. 繰越金

令和8年度 一般会計収支予算 (支出の部)

支出の部

単位：円

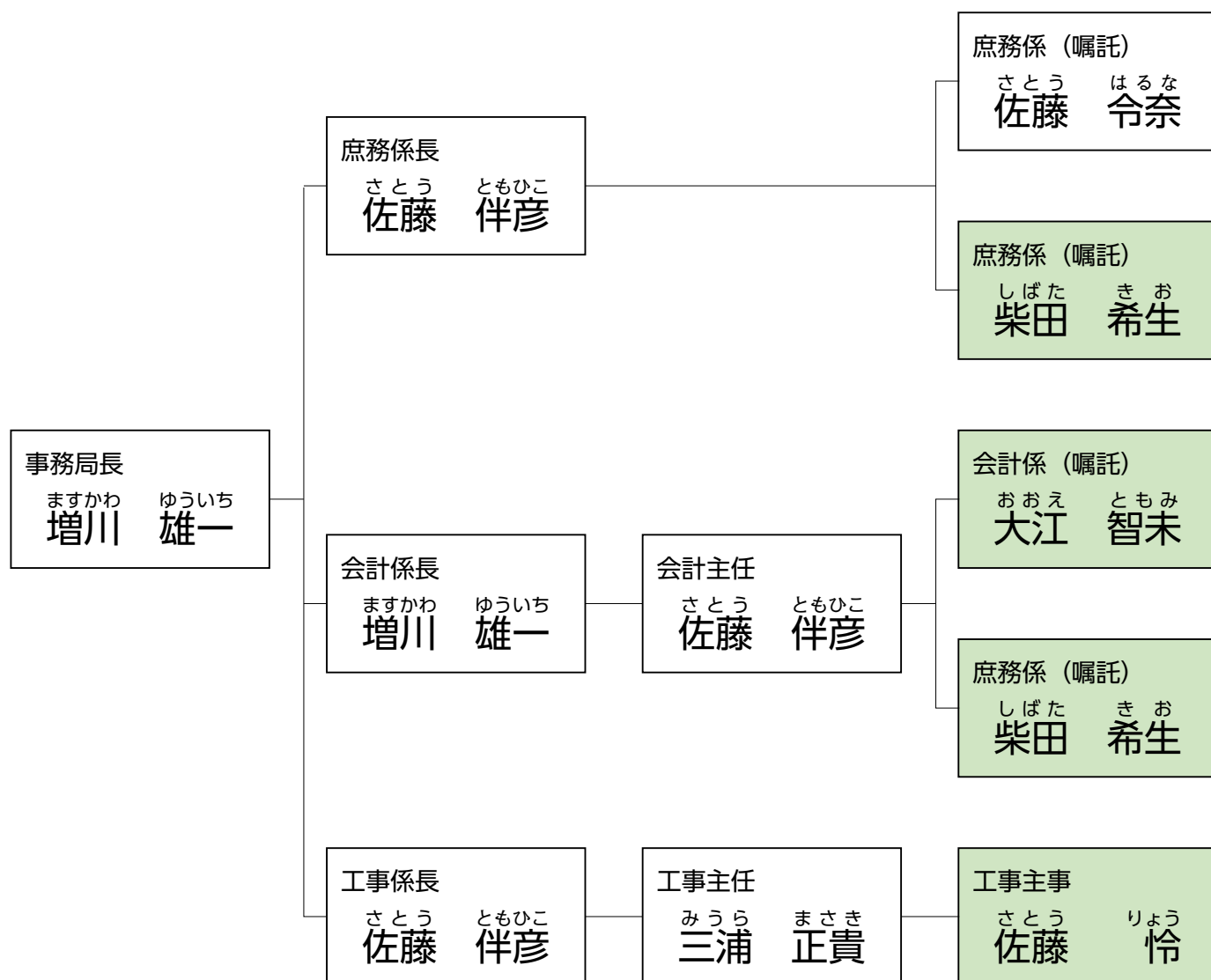
項 目	本年度予算額	前年度予算額	比 較	附 記
1. 土地改良事業費支出	86,833,600	84,272,100	2,561,500	維持管理費、適正化事業費支出 他
2. 一般管理費支出	58,580,000	63,750,000	△5,170,000	運営事務費、事務所費支出
3. 土地改良事業負担金等支出	14,000,000	700,000	13,300,000	県営事業分担金
4. 借入金返済支出	0	0	0	公庫資金以外の借入金返済金
5. 支払利息	0	0	0	公庫資金その他の借入金利息
6. 固定資産取得支出	1,000,000	2,982,000	△1,982,000	土地、建物取得 他
7. 基本財産積立支出	0	13,021,045	△13,021,045	事業積立金支出
8. 特定資産積立支出	20,000	7,822,272	△7,802,272	財政調整積立資産積立支出 他
9. 雑 支 出	50,000	50,000	0	過年度支出
10. 繰 越 金	0	0	0	次年度繰越金
11. 予 備 費	18,945,600	14,043,096	4,902,504	
支出合計	179,429,200	186,640,513	△7,211,313	



■ 1. 土地改良事業費支出	■ 2. 一般管理費支出	■ 3. 土地改良事業負担金等支出
■ 4. 借入金返済支出	■ 5. 支払利息	■ 6. 固定資産取得支出
■ 7. 基本財産積立支出	■ 8. 特定資産積立支出	■ 9. 雑支出
■ 10. 繰越金	■ 11. 予備費	

新事務局体制のご案内

令和8年度 事務局体制



定年や諸事情で退職者が発生したことにより事務局の人数が減少し、それに伴い一人当たりの仕事量が急増したことを受けて再構築を行い、職員1名と嘱託職員2名を採用しました。

温かく成長を見守っていただきますよう、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

新規採用職員の紹介



工事主事

佐藤 怜 (さとう りょう)

令和8年4月1日採用

前職までに得てきた技術力を生かして改良区さんに貢献できるようにがんばります。



庶務係(兼)会計係(嘱託)

柴田 希生 (しばた きお)

令和8年4月1日採用

高校を卒業して初めての仕事で緊張しますが、持ち前の明るさでお手伝い出来たらと思います。



会計係(嘱託)

大江 智未 (おおえ ともみ)

令和7年10月20日採用

前職までに事務は経験してきましたが、これまで経験してきた事務とは違うので少し戸惑ってますが、自分なりに精一杯出来ればと思います。

退職職員の紹介

前事務局長の高橋英明さんは令和8年3月31日付で退職となりました。長年にわたり当土地改良区にご尽力いただき心から感謝申し上げます。長い間お疲れさまでした。

～令和7年度第1回臨時総代会 挨拶～

東根市土地改良区 理事長 奥山 博



令和7年度第1回臨時総代会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

日頃、土地改良事業に関しては皆様のご協力のもと順調に進んでおります。本年度において一番大きな事業といたしましては、若木地域において取り組んでおります県営若木地区水利施設等整備事業のストックマネジメント事業が順調に始まっております。また区画整理事業によるほ場の大区画化を取り組みたいという希望がありましたら関係する役員を通じて声を寄せていただきたいと思います。今ですと集積計画を立て、これを達成しなくてはならないなどの要件がありますが地元負担とする自己負担が、ほぼゼロで取り組めることになっています。但しこの事業を進めるにあたっては、調査計画設計の申請と事業の施行申請を行う際の同意率を100%にする必要があります。土地改良区としては、十二分なバックアップはいたしますので先ずは、相談をしていただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

本日は大変ご苦勞様です。

令和7年度第1回臨時総代会 開催

令和8年2月3日 東根市土地改良区

令和7年度第1回臨時総代会は総代現在員数59名のうち、58名（本人出席：32名、書面議決：26名、出席率：98.3%）の出席で開催されました。

奥山理事長の挨拶に引き続き、本会の議長には第1選挙区：植松新栄総代、議事録記名人には第1選挙区：名和正雄総代、第4選挙区：小川寿明総代がそれぞれ選任され議事に入りました。

上程された議案は下記のとおりで、全議案満場一致により可決決定されました。

議 事

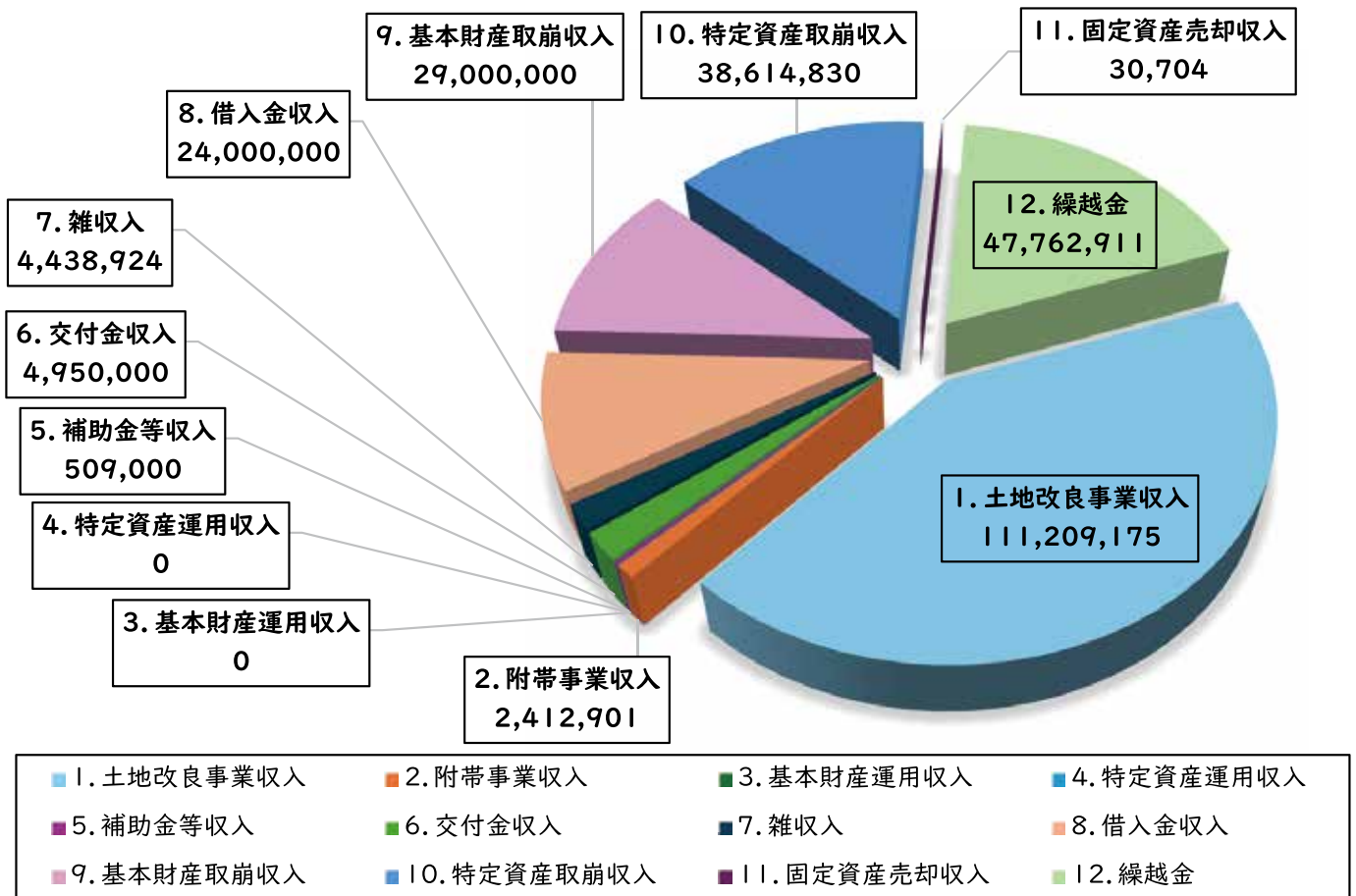
- | | |
|-------|-------------------------------|
| 承認第1号 | 令和6年度事業報告、収支決算書並びに財産目録の承認について |
| 報告第1号 | 令和7年度第1回監査状況の報告について |
| 議 第1号 | 令和7年度一般会計補正収支予算（案）について |
| 議 第2号 | 付帯決議について |

令和6年度 一般会計収支決算 (収入の部)

収入の部

単位：円

項目	予算額	決算額	比較
1. 土地改良事業収入	111,404,874	111,209,175	△195,699
2. 附帯事業収入	1,446,000	2,412,901	966,901
3. 基本財産運用収入	0	0	0
4. 特定資産運用収入	0	0	0
5. 補助金等収入	509,000	509,000	40,000
6. 交付金収入	4,950,000	4,950,000	143,443
7. 雑収入	1,010,000	4,438,924	3,428,924
8. 借入金収入	24,000,000	24,000,000	0
9. 基本財産取崩収入	29,000,000	29,000,000	50,000
10. 特定資産取崩収入	36,988,830	38,614,830	1,626,000
11. 固定資産売却収入	0	30,704	30,704
12. 繰越金	47,762,911	47,762,911	△5,856,830
収入合計	257,071,615	262,928,445	5,856,830

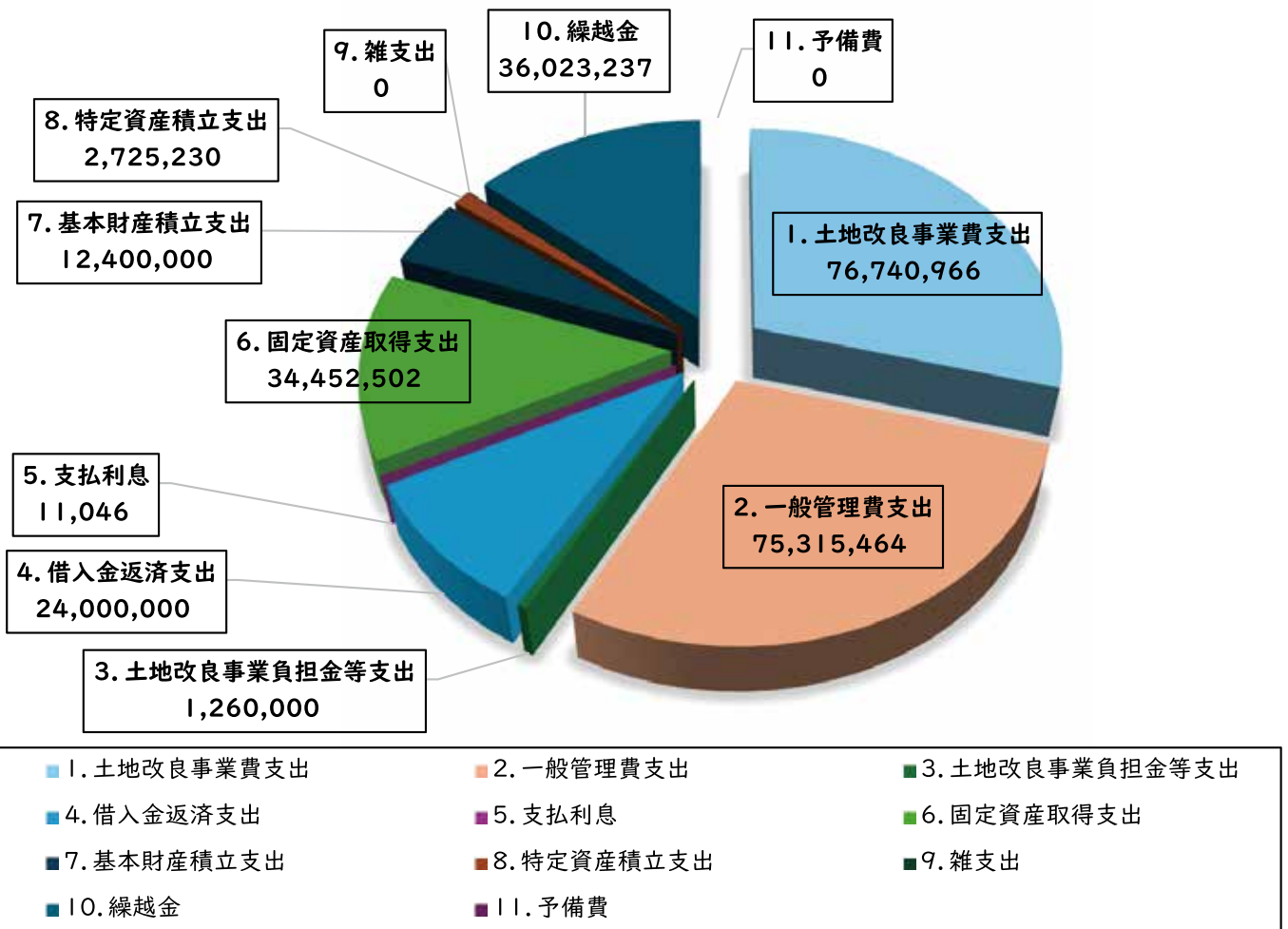


令和6年度 一般会計収支決算（支出の部）

支出の部

単位：円

項目	予算額	決算額	比較
1. 土地改良事業費支出	94,733,384	76,740,966	17,992,418
2. 一般管理費支出	78,332,516	75,315,464	3,017,052
3. 土地改良事業負担金等支出	1,260,000	1,260,000	13,300,000
4. 借入金返済支出	24,000,000	24,000,000	0
5. 支払利息	51,046	11,046	40,000
6. 固定資産取得支出	34,595,945	34,452,502	143,443
7. 基本財産積立支出	12,400,000	12,400,000	△13,021,045
8. 特定資産積立支出	2,725,230	2,725,230	△7,802,272
9. 雑支出	50,000	0	50,000
10. 繰越金	0	36,023,237	△36,023,237
11. 予備費	8,923,494	0	8,923,494
支出合計	257,071,615	262,928,445	△5,856,830



令和6年度財産目録（令和7年3月31日現在）

単位：円

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金及び預金	48,471,741	
未収賦課金等	2,225,003	
その他未収金	1,356,238	
流動資産合計		52,052,982
2 固定資産		
(1) 基本財産		
事業積立金	96,584,480	
基本財産合計	96,584,480	
(2) 特定資産		
所有土地改良施設	1,334,709,582	
土地改良施設用地等	104,534	
財政調整積立資産	1,529,035	
職員退職給付引当積立資産	10,854,347	
役員退任慰労金積立資産	2,860,000	
転用決済金積立資産	37,921,520	
特定資産合計	1,387,979,018	
(3) その他固定資産		
土地	15,620,965	
建物	23,237,795	
車両運搬具	76,878	
器具備品	424,786	
適正化事業拠出金	2,550,000	
長期未収賦課金等	5,038,895	
出資金	708,000	
その他固定資産合計	47,657,319	
固定資産合計		1,532,220,817
3 繰延資産	0	
繰延資産合計		0
資産合計		1,584,273,799
II 負債の部		
1 流動負債		
未払金 60件	13,495,383	
預り金	309,359	
流動負債合計		13,804,742
2 固定負債		
職員退職給付引当金	10,854,347	
役員退任慰労引当金	2,860,000	
固定負債合計		13,714,347
負債合計		27,519,089
III 正味財産の部		1,556,754,710

令和6年度事業報告書（令和7年3月31日現在）

1 地区及び組合員の状況

(1) 地区 総地積：12,553（10a）

（単位：10a）

賦課種目別		年度別賦課面積		令和5年度	令和6年度	比較増減	附記	
経常賦課金	一般管理費	全地域	—	12,574	12,553	△ 21		
	土地改良事業費	大富地域	—	2,112	2,110	△ 2		
		小田島地域	田		4,417	4,416	△ 1	
			畑		678	678	0	
			用水受益		205	196	△ 9	
			排水農道受益		4	4	0	
		東部地域	田		1,950	1,950	0	
			畑		520	520	0	
	若木地域	—		2,741	2,730	△ 11		

(2) 組合員 総数：2,280人

選挙区別	年度別組合員		比較増減	附記	
	令和5年度	令和6年度			
第1選挙区 (大富地域)	497人	497人	0人	売買 0人 地区除外 0人 賃貸借権設定 0人	承継 0人 賃貸借権解消 0人
第2選挙区 (小田島地域)	816人	813人	△3人	売買 △3人 地区除外 △1人 賃貸借権設定 0人	承継 0人 賃貸借権解消 1人
第3選挙区 (東部地域)	647人	642人	△5人	売買 △4人 地区除外 0人 賃貸借権設定 △2人	承継 0人 賃貸借権解消 1人
第4選挙区 (若木地域)	335人	328人	△7人	売買 △2人 地区除外 0人 賃貸借権設定 △5人	承継 0人 賃貸借権解消 0人
計	2,295人	2,280人	△15人		

2 事業の状況

(1) 施設維持管理及び維持工事の状況

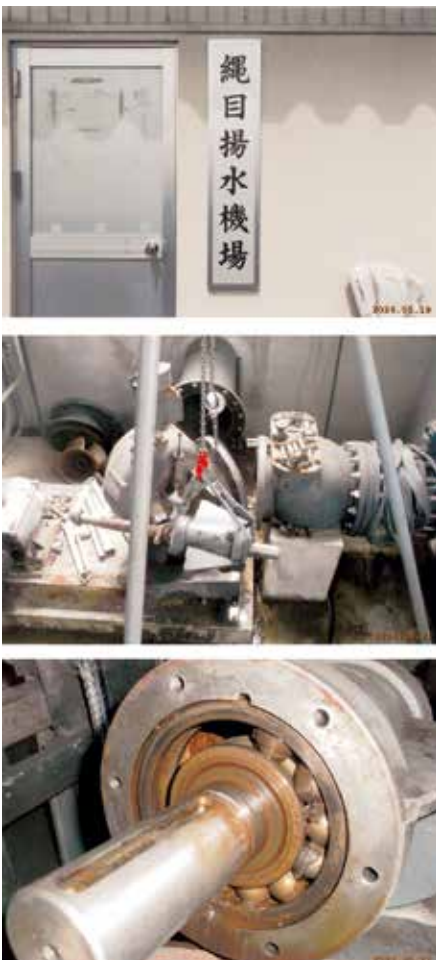
◎大富地域

- 荷口揚水機場において、令和6年7月25日～令和6年7月26日にかけての大雨による河川の増水氾濫により取水口に土砂等が堆積し緊急で浚渫を行った。
- 第2揚水機場において、令和6年7月11日時点で河川水位が著しく低下し緊急で土のう設置による堰上げを行った。
- 中嶋揚水機場において、カナダ藻の塊が取水口スクリーンに衝突したことで破損し緊急で交換を行った。
- 水系ごとの各揚水機場等施設の電気使用料は以下のとおりであった。

項目	使用量	使用料金
24施設	236,538 kwh	4,773,847 円

- 工事については、北野地内で鋼構造物補修工事、縄目揚水機場主ポンプ補修工事、荷口揚水機場取水口土砂浚渫の合計3件を春期に実施し、縄目地内で用水路工事、第2揚水機場取水口整備、中嶋揚水機場でポンプドレーン修繕工事、中嶋揚水機場バタフライ弁更新工事、荷口揚水機場取水口土砂浚渫、袋田地内で農道補修工事、下及び向野地内で排水路工事の合計7件を秋期に実施し、施設の機能保全及び維持管理の軽減を図った。

縄目揚水機場主ポンプ補修



中嶋揚水機場バタフライ弁更新



下地内排水路工事



◎小田島地域

- 小田島堰揚水機場において、令和6年8月に連日の異常高温に対応して揚水停止日のポンプ運転及び夜間停止を取りやめての24時間連続揚水による用水供給を緊急的に実施した。
- 海老鶴第4号揚水機場において、令和6年5月に井戸ケーシング老朽化に伴う穿孔発生を起因とする井戸崩れにより水中モーターポンプの故障が発生し、緊急で仮設ポンプの設置対応を行った。
- 村山新田川第6号揚水機場において、令和6年8月に連日の異常高温に対応して揚水停止日のポンプ運転及び夜間停止を取りやめての24時間連続揚水による用水供給を緊急的に実施した。
- 令和6年7月25日～令和6年7月26日及び令和6年9月20日～9月22日にかけての大雨により自然排水が不可能となったため、大堀排水機場の排水ポンプを運転し、機械排水により農地の冠水被害の排除に努めた。
- 令和6年7月25日～令和6年7月26日及び令和6年9月20日～令和6年9月22日にかけての大雨により自然排水が不可能となったため、荒小屋排水機場の排水ポンプを運転し、機械排水により農地等の冠水被害を排除した。
- 水系ごとの各揚排水機場等施設の電気使用料は以下のとおりであった。

項目	使用量	使用料金
33施設	677,765 kwh	15,009,600 円

- 工事については、下野道・左巻・志茂・草野・海老鶴地内の農道で総延長3,790mをグレーダー使用による農道不陸整正、熊の堂・藤の木・西・長谷・中央東一丁目・家の下・下野道地内で用水路工事、才歩原地内で排水路工事、川原・志茂地内で土砂浚渫、谷地田・草野地内で農道補修工事、大森堰取水口土砂浚渫、熊の堂地内で土砂浚渫、村山新田川第6号揚水機場除塵機操作盤整備補修の合計7件を春期に実施し、荒小屋排水機場真空ポンプ等修繕工事、海老鶴第4号揚水機場仮設揚水機設置工事、下河原地内で用水対策工事、長谷・下野道地内で湧水処理工事、羽黒堂地内で土砂浚渫、海老鶴第4号揚水機場深井戸補修及び水中モーターポンプ交換工事、荒小屋排水機場燃料配管等交換工事の合計7件を秋期に実施し、施設の機能保全及び維持管理の軽減を図った。

大森堰取水口土砂浚渫



◎東部地域

- 村山野川水系の石崎堰・岡田堰・上仲田堰・下仲田堰・川除堰において、令和6年7月8日～令和6年7月9日にかけて、令和6年7月25日～令和6年7月26日にかけての大雨による河川の増水氾濫により取水口付近に土砂等が堆積し、復旧するまで取水が困難となった。
- 乱川水系の上川原堰・悪戸堰において、令和6年7月8日～令和6年7月9日にかけて、令和6年7月25日～令和6年7月26日にかけての大雨による河川の増水氾濫により取水口付近に土砂等が堆積し、復旧するまで取水が困難となった。
- 工事については、上川原堰・悪戸堰・岡田堰・上仲田堰・下仲田堰・川除堰・松の木堰の土砂浚渫等、上野地内で鋼構造物補修工事の合計2件を春期に実施し、上川原地内で急斜面の農道法面の除草作業委託を夏期に実施し、施設の機能保全及び維持管理の軽減を図った。

岡田堰取水口土砂浚渫



上川原堰水路内の根っこ除去



上野地内ゲート更新



◎若木地域

- 令和6年4月1日～令和6年5月8日の期間中は午前8時から午後3時の時間帯で日中20分間散水、令和6年5月9日～令和6年9月30日の期間中は午後7時から午前2時の時間帯で夜間20分間散水を行った。
- 令和6年4月1日～令和6年5月8日の期間中に、散水氷結法による霜害防止を申込者のみを対象として、サクランボ・リンゴ・洋梨の一部ほ場で行われた。
- 雑用給水栓は、令和6年4月1日～令和6年10月31日の期間で随時、供給を行った。
- 水系ごとの各揚排水機場等施設の電気使用料は以下のとおりであった。

項目	使用量	使用料金
30施設	5,847 kwh	380,191 円

- 工事については、取水工流量計点検業務、F-7加圧機場圧力タンク漏水修理、第5FP貯水槽水位計点検業務、FP3・FP8管内中継器点検整備、FP4管内電磁弁現場操作盤設置工事、配水管漏水修理、FP5管内散水管配管修繕工事、電動弁点検業務、FP5・FP8管内雑用給水栓更新工事の合計9件を実施し、配水の確保と機能保全を図った。

F P 4 管内配水管漏水修理

	既存管配管状況
	漏水箇所 FP 200×150×100サイズ
	漏水箇所 FP 200×150×100サイズ 200V管挿入不良

F P 8—No.3 中継器改修

	施設名称	FP8-No.3中継器
	作業・施工内容 説明	散水ローテーション用シーケンサユニット 操作はタッチパネル
	施設名称	FP8-No.3中継器
	作業・施工内容 説明	散水ローテーション用シーケンサユニット 自動散水制御画面 散水開始時間にて制御
	施設名称	FP8-No.3中継器
	作業・施工内容 説明	散水ローテーション用シーケンサユニット 手動散水制御画面

(2) 単年度実施補助事業の状況

1) 東根市団体営土地改良事業

◎若木地域

若木地区（第4ファームポンド及び第5ファームポンド地内）

□事業費 1,430,000円（うち補助金429,000円）

□事業概要 空気弁整備補修（動作不良空気弁2基更新）

「着工前」



「完成」



2) 土地改良施設維持管理適正化事業

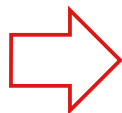
◎若木地域

第4ファームポンド地区

□事業費 5,500,000円（うち交付金等 4,950,000円）

□事業概要 電磁弁整備補修（71ヶ所）

「着工前」



「完成」



土地改良区からのお知らせ

令和8年度 東根市土地改良区（大富地域）揚水暦 **重要**

□は揚水日を表しています。

5 月							6 月							7 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2		1	2	3	4	5	6				1	2	3	4
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30					26	27	28	29	30	31	
31																				

8 月							9 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1			1	2	3	4	5
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30			
30	31												

揚水開始日：5月10日(日)～
 揚水終了日：～9月5日(土)
 揚水停止日：6月～8月の毎週水曜日
 7月5日～7月8日、8月6日
 8月13日、8月20日、8月27日
 ※揚水停止日はモク刈作業や気象状況等に伴い増減する場合があります。ご理解とご協力をお願いします。
 ※かけ流しをする人がいると水量が足りなくなって水をかけられない人が出てきます。用水路をせき止めて水をかける場合は下流にも水が流れる程度にしましょう。また、田んぼが潤ったら、せき止めている物を外しましょう。

令和8年度 東根市土地改良区（小田島地域）揚取水暦 **重要**

※着色が揚取水日を表しています。

5 月							6 月							7 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2		1	2	3	4	5	6				1	2	3	4
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25
24	25	26	27	28	29	30	28	29	30					26	27	28	29	30	31	
31																				

8 月							9 月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1			1	2	3	4	5
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30			
30	31												

揚取水期間：5月8日(金)～9月5日(土)
 緑色日：24時間連続揚水
 水色日：19時～03時の時間帯運転停止
 ※停止日を確認し、計画的に水管理を行いましょ
 ※一斉清掃前日までに自分の用排水路の草刈り等を行ってください。
 第1回一斉清掃日令和8年5月3日(日)午前6時
 第2回一斉清掃日令和8年7月4日(土)午前6時
 第3回一斉清掃日令和8年9月5日(土)午前6時

令和8年 若木地区畑地かんがい計画

令和8年の散水計画等と注意事項をお知らせします。



日中散水
4月1日～5月7日

※残雪状況や天候によっては、散水時期を遅らせる場合もあります。あらかじめご了承ください。



夜間散水
5月8日～9月30日

※雷が鳴っている・鳴りそうな場合は散水を停止します。あらかじめご了承ください。



雑用給水栓の使用
3月17日～10月31日

注意事項(必ず全員読んでください)

1. 3月及び4月は気温が氷点下になる時があります。雑用給水栓の根元にある水抜栓のみ開閉して使用してください。バルブが凍って壊れている場所がたくさんあります。皆で気をつけて賦課金の無駄使いはやめましょう！！
(バルブの交換にもお金がかかります。)
2. 自分勝手に散水している人や雑用給水栓を私物化して長時間使用し続けている人が未だにいます。
※違反者の身勝手な行動で周りの組合員に迷惑をかけ、不快な思いをさせることは絶対にやめましょう！
3. 散水氷結法による防霜対策は可能面積・水量が限界に達した為新規は一切受け付けません。通常と異なる水・施設の使い方をしたい方はご相談ください。
常習的に違反を繰り返し、土地改良区からの改善の願いをしても対応しない方については、許可を取り消す又は今後許可しません。

水田の用排水路の管理について

近年毎年のように、少雨・高温による水不足が発生しております。その中で、水路から水が溢れている・下流に水が届かないというクレームが多発しています。事務局が現地に出向き確認すると、『水路の泥が上げられていない、畔の草が伸びている、草刈りで刈った草が水路に溜まっている、用水路の水を全部せき止めて引水している、かけ流ししている人がいて下流まで水が届かない』ことが大半です。

事務局に電話をかける前に『関係者ひとりひとりが意識して自分で問題を解消しましょう！！』皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

こんなときは土地改良区に届け出を!!

1. 現組合員が死亡、土地の所有権が移転となったとき

(権利書・登記簿謄本・認印を持参)

2. 経営移譲年金のため資格交替が発生したとき

3. 農地を転用するとき

※公共事業で買収された時、農業用施設を建てる時、宅地にする時など

4. 土地改良区管理施設を使用したいとき

5. 下水道が整備されていない場所で排水路へ生活雑排水を放流したいとき



東根市土地改良区 事務所位置図

